

(別紙) 岩手県多面的機能支払交付金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 [略]</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国多面的交付要綱 多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)をいう。</p> <p>(2) 国推進交付金交付要綱 <u>日本型直接支払推進交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知)</u>をいう。</p> <p>(3) 国多面的実施要綱 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)をいう。</p> <p>(4) 国多面的実施要領 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)をいう。</p> <p>(5) <u>国推進交付金実施要綱 日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)</u>をいう。</p> <p>(6) 推進組織 国推進交付金実施要綱別紙4に規定する推進組織をいう。</p> <p>(7) 対象組織 国多面的実施要綱別紙1の第2及び別紙2の第2に規定する対象組織をいう。</p> <p>(8) 交付金事業者 市町村及び推進組織をいう。</p> <p>第3～第10 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 国多面的交付要綱 多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)をいう。</p> <p>(2) 国推進交付金<u>交付等要綱 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)</u>をいう。</p> <p>(3) 国多面的実施要綱 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)をいう。</p> <p>(4) 国多面的実施要領 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)をいう。</p> <p>(5) 推進組織 国推進交付金交付等要綱別紙4に規定する推進組織をいう。</p> <p>(6) 対象組織 国多面的実施要綱別紙1の第2及び別紙2の第2に規定する対象組織をいう。</p> <p>(7) 交付金事業者 市町村及び推進組織をいう。</p> <p>第3～第10 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>(令和4年4月22日付け農建第86号)</u> <u>この要綱は、令和4年4月22日から施行する。</u></p>
<p>備考 改正部分は下線の部分。</p>	

改正前			改正後		
別表 1 (第 3 関係)			別表 1 (第 3 関係)		
事業種目	経費	交付額	事業種目	経費	交付額
1 農地維持支払交付金	対象組織が国多面的実施要綱別紙 1 の第 1 に掲げる事業を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 1 の 7 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額	1 農地維持支払交付金	対象組織が国多面的実施要綱別紙 1 の第 1 に掲げる事業を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 1 の 7 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額
2 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 1 に掲げる取組を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 2 の 9 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額	2 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 1 に掲げる取組を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 2 の 9 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額
3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 2 に掲げる取組を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 2 の 9 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額	3 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 2 に掲げる取組を行う場合に要する経費 (国多面的実施要領第 2 の 9 の (6) による相殺額を含む。) に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額
4 資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 3 に掲げる取組を行う場合に要する経費に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額 ただし、1 組織当たり交付額は、40 万円を上限とする	4 資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	対象組織が国多面的実施要綱別紙 2 の第 1 に掲げる事業のうち、第 4 の 3 に掲げる取組を行う場合に要する経費に対して市町村が交付金を交付する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の 4 分の 3 に相当する額以内の額 ただし、1 組織当たり交付額は、40 万円を上限とする
5 多面的機能支払推進交付金 (市町村推進事業)	市町村が国推進交付金 <u>実施</u> 要綱別紙 1 の第 2 に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額	5 多面的機能支払推進交付金 (市町村推進事業)	市町村が国推進交付金 <u>交付等</u> 要綱別紙 1 の第 2 に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額
6 多面的機能支払推進交付金 (推進組織推進事業)	推進組織が国推進交付金 <u>実施</u> 要綱別紙 1 の第 3 に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額	6 多面的機能支払推進交付金 (推進組織推進事業)	推進組織が国推進交付金 <u>交付等</u> 要綱別紙 1 の第 3 に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費に相当する額以内の額
別表 2 (第 10 関係) [略]			別表 2 (第 10 関係) [略]		
備考 改正部分は下線の部分。					

改正前	改正後																														
<p>様式第1号（別表第2関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>岩手県知事〇〇〇〇 様 (又は〇〇広域振興局長)</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 推進組織 住 所 名 称 代表者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">岩手県多面的機能支払交付金交付申請書</p> <p>年度において、岩手県多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり交付金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 農地維持支払交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2 資源向上支払交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (2) 施設の長寿命化のための活動</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (3) 活動組織の広域化・体制強化</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	1 農地維持支払交付金	円	2 資源向上支払交付金	円	(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動	円	(2) 施設の長寿命化のための活動	円	(3) 活動組織の広域化・体制強化	円	<u>3</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）	円	<u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	円	<p>様式第1号（別表第2関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>岩手県知事〇〇〇〇 様 (又は〇〇広域振興局長)</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 推進組織 住 所 名 称 代表者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">岩手県多面的機能支払交付金交付申請書</p> <p>年度において、岩手県多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり交付金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 農地維持支払交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2 資源向上支払交付金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (2) 施設の長寿命化のための活動</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>  (3) 活動組織の広域化・体制強化</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 多面的機能支払交付金（1+2）計</td> <td style="text-align: right;"><u>円</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><u>5</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	1 農地維持支払交付金	円	2 資源向上支払交付金	円	(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動	円	(2) 施設の長寿命化のための活動	円	(3) 活動組織の広域化・体制強化	円	<u>3</u> 多面的機能支払交付金（1+2）計	<u>円</u>	<u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）	円	<u>5</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	円
1 農地維持支払交付金	円																														
2 資源向上支払交付金	円																														
(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動	円																														
(2) 施設の長寿命化のための活動	円																														
(3) 活動組織の広域化・体制強化	円																														
<u>3</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）	円																														
<u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	円																														
1 農地維持支払交付金	円																														
2 資源向上支払交付金	円																														
(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動	円																														
(2) 施設の長寿命化のための活動	円																														
(3) 活動組織の広域化・体制強化	円																														
<u>3</u> 多面的機能支払交付金（1+2）計	<u>円</u>																														
<u>4</u> 多面的機能支払推進交付金（市町村推進事業）	円																														
<u>5</u> 多面的機能支払推進交付金（推進組織推進事業）	円																														
備考 改正部分は下線の部分。																															

改正前

様式第2号の1（別表2関係）

1～2.（2）.ア [略]

2.（2）

イ 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付上限額 (事業費) (円)	交付上限額 (県の交付金) (円)	備考
田	①				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
畑	②				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
草地	③				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
保安全管理する区域内に 存在する集落数④	2,000,000 (円/集落)	集落			
計 ①+②+③+④					

(注1) 区分及び交付単価は、県が策定した基本方針に従い記載する。

(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

改正後

様式第2号の1（別表2関係）

1～2.（2）.ア [略]

2.（2）

イ 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付上限額 (事業費) (円)	交付上限額 (県の交付金) (円)	備考
田	①				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
畑	②				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
草地	③				
	交付単価				
	交付単価×5/6				
	1集落200万円				
保安全管理する区域内に 存在する集落数④	2,000,000 (円/集落)	集落			
計 ①+②+③+④					
<u>交付額</u>			<u>交付額(事業費) (円)</u>	<u>交付額 (県の交付金) (円)</u>	

(注1) 区分及び交付単価は、県が策定した基本方針に従い記載する。

(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

備考 改正部分は下線の部分。

改正前

様式第2号の1（別表2関係）

2. (2)

ウ 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価 (円/組織)	対象組織数 (組織)	交付額 (事業費) (円)	交付額 (県の交付金) (円)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000				
200ha以上1,000ha未 満または特定非営利 活動法人	80,000				
1,000ha以上	160,000				

3 経費の配分

(単位：円)

区分	交付金に係る事業に要す る経費（又は交付金に係 る事業に要した経費）	負担区分		
		国費	県費	市町村費
農地維持支払交付金				
資源向上支払交付金				

4～5 [略]

様式2号の2～第6号 [略]

改正後

様式第2号の1（別表2関係）

2. (2)

ウ 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価 (円/組織)	対象組織数 (組織)	交付額 (事業費) (円)	交付額 (県の交付金) (円)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000				
200ha以上1,000ha未 満または特定非営利 活動法人	80,000				
1,000ha以上	160,000				
計					

3 経費の配分

(単位：円)

区分	交付金に係る事業に要す る経費（又は交付金に係 る事業に要した経費）	負担区分		
		国費	県費	市町村費
農地維持支払交付金				
資源向上支払交付金				
計				

4～5 [略]

様式2号の2～第6号 [略]

備考 改正部分は下線の部分。

